

地域包括支援センターの整備（増設）について（案）

第5期長野市介護保険事業計画では平成26年度までの地域包括支援センターの設置目標数を17か所としています。7月3日開催の運営協議会で承認いただいた担当区域見直しの当初案（方向性）に沿い、センター増設に向けての検討・調整を進めてきました。

新たなセンターは、平成25年10月開設を目途に募集することにします。なお、本年度内に運営協議会で委託先法人の選定等を御審議いただき、来年度予算成立後に受託予定法人を決定し、十分な引継ぎ等の準備期間を確保し円滑に移行を進めていきます。

1 第5期事業計画における「基本的な方針」

- (1) 市直営のセンターを「基幹的な機能を担う地域包括支援センター」と位置付け
- (2) 委託センターに対し包括的支援事業実施に当たっての運営方針を明示
- (3) 1センター当たりの適正な対象高齢者人口をおおむね6,000人程度と設定
- (4) 在宅介護支援センターを有効的に活用し、地域包括支援センターへの移行促進

2 平成25年度の設置方針と担当区域について

高齢者人口の多い委託センター（「ケアポート三輪」「博愛の園」「コスモス」）及び直営3センターの担当区域を分割し、民間委託によりセンターを増設することで、委託センターの管内人口・業務量の平準化と直営センターの整理統合による機能強化を図ることになります。なお、設置箇所数は平成25年度予算の範囲内とし、設置優先順位は次の各号の順序によるものとします（は別枠）。

「北部（直営）」の担当区域（古里・柳原・長沼・豊野地区）を分割し、新たにセンターとサブセンターを設置します。なお、「北部」は、委託センターへの業務引継ぎ後、「中部（直営）」と統合（保健師等の専門職を集約）した上で廃止します。

「博愛の園」と「中部」の担当区域を見直し、新たに第一・第三・第四・第五地区を担当するセンターを設置します。

「ケアポート三輪」の担当区域（三輪・吉田地区）を分割し、新たに吉田地区を担当するセンターを設置します。

「南部（直営）」の担当区域のうち、篠ノ井川柳・塩崎地区及び信更地区を担当するセンターを設置します。

川中島御厨地区を担当するセンターを「コスモス」から「星のさと」に変更します。更に、現計画期間中に南部ブロック管内に1か所増設できるよう引き続き調整します。

「資料1-1」及び「資料1-1（別紙）」を参照。

【当初案からの変更点】

- ・ 中山間地域への設置は困難なため、「戸隠・鬼無里地区」及び「大岡地区」を直営包括の担当とし、現在の在宅介護支援センターによるランチ方式を継続します。
- ・ 現計画期間中に「吉田地区」へのセンター設置を進めることにします。
- ・ 「信里」を篠ノ井西部地域の新設担当区域から外し、引き続き直営包括の担当とします。
- ・ 篠ノ井東部地域への新設よりも、川中島地区担当センターの一本化を優先することになります。次期計画での篠ノ井地区増設箇所や小規模センター設置等も含め調整しましたが、平成25年度中の設置は見送り、引き続き調整します。

3 新設する地域包括支援センターの運営について

- ・ 新設するセンターは委託方式とし、委託先法人は公募により公正中立で適切な運営が確保される法人を選考します。
- ・ 応募対象は、市内で地域包括支援センターを設置運営している法人又は在宅介護支援センターを設置運営している法人とします。
- ・ 委託期間は単年度ごととし、地域包括支援センター運営協議会が事業内容等を評価します。

4 募集要領について

- ・ 別紙「資料1 - 2」募集要領（案）に沿って作成します。

5 選考の基準・方法・スケジュールについて

- ・ 地域包括支援センター設置運営法人選考委員会（別紙「資料1 - 3」設置要領（改正案）を参照）を設け、書類審査及びヒアリングにより企画及び取組み等を総合的に評価し、候補者を選考します。
- ・ 選考委員会は、選考の結果を長野市地域包括支援センター運営協議会に報告し、意見を求めます。
- ・ 市は、運営協議会の意見を踏まえて、委託先法人を決定します。
- ・ 応募者がいない又は委託先法人が決定しない区域は、応募資格を法令に定める者まで拡大し再募集します。ただし、再募集においても、なお委託先法人が決定しないときは、現在の担当区域・委託先を継続するものとします。

【今後のスケジュール】

平成24年

- 11月12日 地域包括支援センター運営協議会
・センターの担当する区域の設定
・募集要領、選考委員会等について協議
(平成25年度予算の査定後・・・)

- 12月下旬 地域包括支援センター・在宅介護支援センター所長会議
(又は1月上旬) ・募集要領提示

平成25年

- 1月15日(火) 募集開始
1月31日(木) 募集締切り
2月上旬 応募者書類審査・ヒアリング(選考委員会による選考)
2月下旬 地域包括支援センター運営協議会
・委託法人候補の選定
3月下旬 委託法人の決定・通知(予算成立後)
4月～ 引継ぎ・利用者への周知等の開設準備
所定の従事者研修の受講
地域包括支援センター届出、指定介護予防支援事業所申請手続き等
10月1日(火) 委託契約締結・業務開始